

第 28 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 27 年 10 月 6 日（水） 11：30～15:25

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員
〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、野村謙一郎内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 28：計量法に規定する検査期間の延長（経済産業省）>

（高橋部会長）まず、アの特定計量器に関する提案については、共同提案が多く、提案団体だけの意見ではない。見方は様々あると思うが、結局、不合格率は 1%台なので必ずしも 2 年とすることは不要という見解もあり得るのではないか。

（経済産業省）不合格率 1%が低いのではないかという指摘だが、やはり、計量法に基づいて適正な計量を行っていくという点では、本来、不合格率も極力少ないことが求められる。ただ、現実のバランスを考えて現行の期間にしている。

実際には、出荷前の検定時に一定の精度が認められないと非自動はかりは市場に出ないが、出荷後の定期検査の合格基準は、出荷前の検定公差よりも緩めている。つまり、ある程度の誤差はやむを得ないとした上で 2 年毎に検査している。その意味で、不合格率が 1%以下というのは、適正な管理を保つ上で必要である。

実際に、精度を担保するためには、慎重に検討を行わなければいけないという指摘も受けているので、このタイミングで期間を延長する積極的な理由が見当たらない。

（高橋部会長）出荷のときに不合格になると出荷されず、出荷後の不合格率が 1%となっているという話だが、流通段階では多少公差を緩めているということか。

（経済産業省）その通り。資料 4 の 11 ページ目に参考でつけているが、使用公差では許容される誤差の範囲を検定公差の 2 倍にしている。

（高橋部会長）流通段階では多少合格基準を緩めているが、それで不合格率が 1%程度だという話か。

（経済産業省）その通り。

ドイツでは検定公差と使用公差で基準を緩めていないので、日本の方が柔軟だと考えている。

（大橋構成員）2 点確認したいのだが、1 つは国際比較でドイツを取り上げた点である。先進諸国の中で、やはりドイツは技術的な部分で厳しい国という印象があり、国際的な相場観と一致しないのではないか。他の国のデータは無いのか。

（経済産業省）不合格率は必ずしも公表されていない。現時点で、協力を求めて情報が得られたのがドイツだけである。

（大橋構成員）もう一点は、不合格率は 1%程度で推移しているという話だが、逆に私のような素人から見ると、平成 5 年から 20 年間も 1%台を維持しているなら、2 年という期間が本当に必要な規制なのかということ。

今回、郡山市以外の自治体から少なからず共同提案が来ている。これは執行コスト等の関係で、精度が上がっているのに、なぜこの期間でやらなければいけないのかという負担感が自治体にあるということだろう。

これだけ不合格率が安定している中で、例えば 2 年を 3 年に延長できない具体的な支障は聞けていないと思うが、どうか。

（経済産業省）定期検査は、市場で実際に取引に使われている非自動はかりで不合格になったものの使用を止めることが目的であり、1%でも不合格がある以上はしっかりと検査を行うべきだと思っている。2 年毎に検査をすることについては、それが負担だという市町村の意見をいただいていることは事実だが、そうでない考え

方の市町村もあると思う。

我々としては、特定計量器を不合格、要するに不正確なまま使用されているという事態を回避するためには2年毎の検査が妥当であり、これを3年、4年に延ばす合理的な理由が見当たらないと考えている。

(高橋部会長) 自治体に負担感があるので、原則、延長を検討してもらいたいと思っているが、第1次ヒアリングの資料で、県も含めた協力体制を構築することが望ましいという話があったので、どんなことを考えているのか教えてもらいたい。

(経済産業省) 計量法では、例えば、負担感のある特定市の定期検査を市自らが行う以外にも、指定定期検査機関といって、一定の基準を満たす機関を指定して当該機関が市に代わって検査を行うことも法律上認められており、実際にその制度を活用している市町村も多数ある。

何らかの理由でそうした体制が組みにくい、例えば特定市の中に指定定期検査機関ができないのであれば、県など他の自治体の指定定期検査機関に依頼することも可能である。そうした協力体制を検討することが望ましいと思っている。

そうした協力体制の成功例をまだ導入していない自治体への紹介や、ひな型を作る等して、円滑に協力体制の構築が進められるようにすることも一案と考えている。

(高橋部会長) 指定定期検査機関は全国にどれ位あるのか。

(経済産業省) 指定定期検査機関を指定している都道府県が26あるので、都道府県には26の指定定期検査機関がある。それから、特定市は全部で126あるが、そのうち指定定期検査機関を指定している特定市が72ある。特定市の半分以上が指定定期検査機関の制度を利用して、例えば人員が少ないといった場合に、指定定期検査機関に検査を実施してもらっている。

特定市に負担感があるということであれば、そうした制度が活用できるのか。できないのであれば、どうして活用できないのか。恐らく成功例を紹介すれば活用できるだろうし、何かの理由で活用できないのであれば、繰り返しになるが、他の自治体の指定定期検査機関にお願いすることも法制度上可能なので、協力体制を検討できると思っている。

(高橋部会長) 今の話は指定例なので、実際に指定定期検査機関がどの程度あって、事業所がどこに置かれているかという実態は見えてこないと思う。そうした調査はないのか。つまり、今の話は指定された団体数の話だと思うが、違うか。

(経済産業省) その通り。

(高橋部会長) 指定された機関の事業所はどこにあるのか。

(経済産業省) 通常であれば、県庁所在地にある。

(高橋部会長) 指定した都市ごとに営業所があるのか。

(経済産業省) その通り。

(高橋部会長) 新たに指定する場合には、例えば営業所を出すことも通常あり得るのか。

(経済産業省) その通り。通常は計量士の団体が各都道府県にあり、この団体が指定されて定期検査を行うのが一般的である。郡山市の場合も、郡山市に計量の関係団体があれば、市内で指定することもできる。仮に郡山市になくても、福島市に必ず計量士の関係団体があるので、その団体を指定することができる。

(高橋部会長) 計量士という専門の資格を持った人間がいるのか。

(経済産業省) その通り。

(高橋部会長) 全国にどの位いるのか。

(経済産業省) 登録数で2万人位になる。

(高橋部会長) 計量士の団体でないと受託できないのか。

(経済産業省) そうではない。

(高橋部会長) 要するに、指定定期検査機関制度を使った方がいいという話だが、実際に指定できなければ隣に行けという話だと思う。そうすると、市内のサービスが低下することは明らかではないか。

(経済産業省) 隣に行けということではなく、検査はこれまでどおり、市内のどこかの場所に非自動はかりを持ち込んで、そこで定期検査を受けてもらう。検査機関に検査場所まで来てもらうので、郡山市内からか、福島市内からかという違いはあるが。

(高橋部会長) 検査日が決まっているのか。

(経済産業省) 検査日は通常決まっており、何月何日に来てくださいとしている。

(高橋部会長) 指定日に検査場所に出向けない方もいるのではないか。

(経済産業省) それは事前に調整をしている。もしその日に検査を受けられなくても、計量士が非自動はかりの検査を行う代検査という仕組みがあるので、いつでも検査は受けられる。

(高橋部会長) 仮に、指定定期検査機関制度を使うという話になったときに、住民サービスの低下という観点から、団体が色々と住民から批判を受ける可能性もある。支障がないということを所管省から示してもらえると、円滑に制度を活用できると思うが、どうか。

(経済産業省) 今、特定市も日と地域を決めて、2年おきに定期検査を実施しており、通常は、全く同じ方法で指定定期検査機関が定期検査をするように委託契約を結んでいる。このため、住民サービスが低下することはないと考えている。

(高橋部会長) その辺も含めて徹底してもらえないかと思う。

イの特級基準分銅に関する提案についても、他団体からも期間を延長してほしいという意見が出ていると認識しているが、これもドイツの例を出している。大橋構成員のいうように、ドイツは参考にならないと思う。他の国も含めて数値を明らかにしてもらいたい。

(経済産業省) ドイツが参考にならないというのは、何故か。

(高橋部会長) ドイツは日本と並んで規格に厳しい国なので、ドイツがこうだからと言われても、OECD 諸国の中でそんなに参考にならないと思う。

(経済産業省) 飛び抜けてドイツだけが厳しいと認識していない。先週、ドイツ、オランダ、イギリスと、別の案件で出張をしてきて、各国の法定計量の担当者と議論をしたが、オランダもイギリスも法定計量に非常に力を入れてやっている。ただ、正確なデータを貰っていないので、示せないことは申しわけない。

(大橋構成員) 国際機関が出している国際基準があるのであれば、それを出してもらえれば納得する。それか、先進20カ国の数字を出してもらって、相場観を見て何年という数字が妥当であれば、それで証明できたと思う。しかし、ドイツ1カ国だけ出してきた、それで相場だと言われても納得できない。力を入れているとか、入っていないという抽象的な話ではなく、具体的に検査期間の2年、3年が長いか短い、国際相場観はどうかという話なので、客観的な数字を複数出してもらって、その中で調べたい。

(経済産業省) 特級基準分銅の校正周期については、前回の資料に示しているが、ドイツと米国では1年、イギリスでは2年となっている。

(大橋構成員) 話が戻るが、アの特定計量器はどうか。

(経済産業省) アの特定計量器（非自動はかり）の定期検査の周期については、前回示したが、ドイツは2年、フランスは1年～2年、中国も1年～2年で、韓国2年となっている。

(経済産業省) 定期検査の周期について国際ルールは決まってないので、基本的に各国の判断だが、同じような周期で実施している。

(高橋部会長) 大橋構成員が言うように、他の国の数値がもう少し満遍なくあれば我々も納得できるので、もう少し幅広に期間のデータを出してもらいたい。

(大橋構成員) フランス等は不合格率1%台で推移していて、検査期間が2年なのか。

(経済産業省) 不合格率についてはデータがない。

(大橋構成員) どこまでの不合格率について目をつぶって何年にするかという話だと思うので、両方のデータが必要である。

(経済産業省) データがないので何とも言えない部分はあるが、定期検査のレベルについては、どの国も同じように行っていると理解している。

(大橋構成員) 1%台ということか。

(経済産業省) そこはデータがない。

(大橋構成員) 不合格率のデータがなく、検査期間が1年だからというもおかしい。

(経済産業省) 通常、非自動はかりの技術基準はOIMLという国際ルールで決まっており、それに基づいて各国のメーカーは製品を作っている、非自動はかりの質はどの国でも同じレベルだと考えている。

(大橋構成員) 不合格率も同じということか。

(経済産業省) 同じなのは非自動はかりの質である。

(大橋構成員) 使用頻度は違うだろう。

(経済産業省) それは違うが、同じように生活必需品として使っている、そんなに突出して違う使い方をし

ているとは考えられない。

(大橋構成員) 推測ではないか。

(経済産業省) 推測だが、いずれにしてもデータは出す。ただ、不合格率は公表されておらず、相手のある話なので、どこまでのデータを出してもらえるかは不明である。事務局を通じて相談させてもらいたい。

(高橋部会長) 基準分銅について、特定市が持つ必要がなく、かつ法律で融通が可能だと説明を受けたが、法令上の根拠はどの条文か。

(経済産業省) 後ほど事務局にも提出するが、計量法第105条第4項で、基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査証明書をともにしなければならないとされており、貸し出し等々は認められているという判断である。

(高橋部会長) 都道府県はなぜ保有を義務付けられているのか。

(経済産業省) 都道府県も義務付けられていない。ただ、実際には都道府県は特級基準分銅を持って、下位の分銅の検査を自ら行うという判断で持っている。

(高橋部会長) 都道府県には義務があるが、特定市は義務がないという説明だと受け取っていたが、違うのか。

(経済産業省) 義務はないが、既に全ての都道府県が保有している。

(経済産業省) 都道府県には定期検査の義務がある。

(高橋部会長) 特定市にも定期検査の義務があるのではないか。

(経済産業省) 特定市は基準器検査を行うことはできない。これに対し、基準器検査を行う義務が都道府県にはあり、基準器検査をするために分銅を持たなければならない。

(高橋部会長) その際に使用する分銅は借りたものでもいいということか。

(経済産業省) その通り。

(高橋部会長) 基準器検査を行う義務だけがあって、保有義務はないということか。

(経済産業省) その通り。

(高橋部会長) 我々から見て分かりにくい。提案団体が法令を誤解して持っていたと理解していたが、38市持っているということは、提案団体だけの誤解ではないと思う。

(経済産業省) 推測だが、誤解して義務だと思って持っていた訳ではないと思う。

(高橋部会長) では、何で持っていたのか。

(経済産業省) 持つ必要があるから、持っていたのではないか。

(高橋部会長) 何故持つ必要があるのか。定期検査以外にも義務があるのか。

(経済産業省) 自治体でも分銅を1種類だけ持っている訳ではなく、色々な場所で非自動はかりの定期検査を行うので、多くの分銅を持っている。その中で基準になるのが基準分銅であり、これは産業技術総合研究所から一列に繋がって校正されなければならないと法律で義務付けており、その検査を都道府県に義務付けている。特定市が特級基準分銅を持つ理由としては、基準器とは別に保有している分銅を自分で検査したい場合がある。

(経済産業省) ただ、指摘もあるので、我々は余り想定していないが、改めて提案団体には説明する。

(高橋部会長) 自分の保有する分銅を検査するために持っている基準分銅についても、なぜ3年でなければいけないのか。

(経済産業省) それは特級基準分銅だからである。つまり、基準分銅の使用目的ごとに定期検査を区別していないため、3年ごとの検査を義務付けている。

(高橋部会長) そこは分かった。ただ、我々のように法律を見なれた人間でも分かりにくいので、関係団体に対して制度の仕組みを明らかにできるよう、再度通知してもらえないか。

(経済産業省) 承知した。改めて周知徹底していきたい。

(勢一構成員) アの特定計量器に関連する話になるかと思うが、先程の説明では、国際的な基準は技術基準だけで、期間の基準は無く、各国の運用で技術基準をクリアできるように設定すると聞いた。そうすると、1%の不合格率であっても見逃す訳にはいかず、現行の頻度で検査をする必要があるとのことだが、どのような状況になれば運用体制を見直すことが可能か。あるいは、これまでに検討をしたのであれば、どういった時か。

(経済産業省) 計量制度の見直しは、これまで何度も審議会で議論しており、定期検査期間を2年とすることが妥当かも議論されてきた。

そこでの一番の根拠は不合格率である。不合格率は1%台が続いているが、例えば平均的に1%を下回るといった話になれば延長の議論も現実味を帯びる。

1%台が高いか低いかは受けとめ方だが、はかり業界なり消費者の意見としては1%台でも高いので、今の定期検査のレベルを維持してほしいというのが審議会の結論である。

(大橋構成員) 資料4の3頁を見ると、直近の平成24年は1.2%位になっている。その前も、1.1%位でここ10年位推移している。一方、他の国の不合格率は不明だが、資料4の4頁を見ると、世界的に厳しいと言われていたドイツでも1.8%や1.9%であり、その点はどうか。

しかも、ここ20年位同じような数字で推移してきていることからすれば、費用との関係でいうと基準が厳しいのではないか。例えば2年が3年になれば、執行費用は全国的に50%違ってくる。執行コストとの関係で精度をどの程度要求するかという観点からすると、現行の厳しい基準で続けても不合格率は改善しないのだから、現行の水準で執行コストを押さえようとは考えないのか。

(経済産業省) 繰り返しになるが、出荷段階では検定公差に収まっているかどうかで出荷を判断する。その後、市場に出回れば、使用公差で検定公差の2倍まで認められている。これが国際ルールであり、国によっては使用中も検定公差で判断する国もある。ドイツは使用中も検定公差で判断しており、ドイツと日本の不合格率を比べた場合、ドイツはずっと検定公差を守っているから、日本よりも不合格率が高い。

定期検査の検査期間が各国に任されているのも、検定公差と使用公差のいずれを使うかが各国に任されているので、検査期間も各国が判断できるという国際ルールである。

(勢一構成員) 今の話では、ドイツは検定公差を使っているから不合格率が高いという説明だったが、日本でドイツと同じように検定公差を使用すると不合格率が上がるのか。

(経済産業省) データがないので明確には回答できないが、技術的には上がるのではないと思う。ただ、繰り返しになるが、微量な量もしっかりと計測をしなければいけないので、販売時の厳しい誤差の範囲に収まり続けることが理想だが、現実には使用環境や使用頻度によってばらつきが出る。これはやむを得ないので、使用公差と検定公差を分けているが、誤差が1%、100台に1台は生じている。

この薬は10グラムと言われたが、10グラムでないかもしれないという誤差の問題に対して、コストのバランスもあるが、消費者や一般の方々ができる安心できるかも各国が考える話であり、国際的な信用にも関わってくる。我々はドイツだから幾らということではなく、不合格となった、実際の量が分からない非自動はかりが取引に使われないように、検査期間を2年間としている。各国も同様に、計量は適正であるべきだという考えで、結果として同じような1年や2年にしているのだと思う。それを、例えば途上国まで調べると5年だから日本も5年というのは、意味が違う。

重要なのは、国際標準で決められているのは精度であり、これをどの程度守るかは、それぞれの国の判断ということである。日本がドイツと比べて厳しいか分からないが、やはり工業国であり、先進国であるから、計量に対してはしっかりと信頼性を持たせるべきだというのが法の理念である。ただ、不合格率が下がってほぼゼロだとか、0.数%になれば、もちろん新しい議論がある。そういった議論は計量審議会でも時折出ており、その場その場で判断がされているので、未来永劫見直さないということではもちろんない。

(高橋部会長) 我々は基本的には地方公共団体の提案を実現してもらいたいという立場であり、それ以外にも色々提案したので、事務局を通じて調整してもらいたい。また、必要なデータも提供してもらいたい。

<通番30：複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（農林水産省）>

(高橋部会長) 閣議決定までに対応いただけるということか。

(農林水産省) 然り。閣議決定に間に合うよう法制局と調整していく。

(大橋構成員) 予定されている政令の改正は、具体的にいつから施行を考えているのか。

(農林水産省) 厚生労働省が権限移譲した際、施行までの日が短く、混乱を来したので、周知の期間や連携の考え方について、法律ではなくマニュアルのようなものを示してほしいと都道府県も言っており、それも示した上でと考えているので、今の時点でいつとは申し上げられないが、一定の期間を置いた後、施行することを考えている。

(野村参事官) 事務的な打ち合わせの中では平成29年4月1日あるいは10月1日というところを視野に検討を進めており、閣議決定までにはスケジュール感も含め、お互いに共通認識を持てればと考えている。

(高橋部会長) 閣議決定までにはスケジュール感も明らかにすること。基本的に提案団体の要望どおりに措置いただくということで、感謝。引き続き、閣議決定に間に合うように作業を進めていただきたい。

(大橋構成員) 政令改正後、都道府県が事務を円滑に実施できるよう、どのような支援を考えているのか。

- (農林水産省) 連携規定は置かないが、実務上のマニュアルのような考え方は示したい。また、事務引継に当たっても、初めての事務になるので引継が円滑に進められるよう、都道府県に対して何かしら示していきたい。
- (大橋構成員) 厚生労働省が権限移譲した際、何か示したものはあるのか。
- (農林水産省) 都道府県からはあまりそのようなものが示されず、円滑に引き継げなかったと聞いており、そのような点も踏まえて対応していきたい。
- (大橋構成員) 先発の知恵も酌み取って、対応願いたい。

<通番 12：都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任（国土交通省）>

- (高橋部会長) 国土交通省からの都市公園を廃止すればいいではないかという主張に対して、前回ヒアリング後の再検討の視点で、これは自治体を取り得る選択肢として想定し難いとしたが、その理解で認識を一致させてよいか。
- (国土交通省) この点については、実際、廃止される都市公園がそれほど多いわけではないが、制度的には可能である。ただ、自治体で廃止するのが難しいということは認識している。
- (高橋部会長) 制度的には廃止できても、住民との関係で実際上は難しいというのは理解いただけるか。
- (国土交通省) 実際のところ難しいというのは理解できる。
- (高橋部会長) 都市公園の廃止という選択肢は自治体にとってあり得ないということを前提に、中身の話をしていただく。資料 4、17 ページについて、スタンドの備蓄倉庫の部分は、運動施設には含めなくてよいという解釈でよろしいか。
- (国土交通省) 災害対策応急対策施設としても解される運動施設については、災害応急対策施設と解して設置されることもあり得る。
- (高橋部会長) 18 ページだが、岐阜県はどこを植栽としているのか。赤いところは植栽としているようには思えない。
- (国土交通省) テニスプラザが左下にあるが、その周囲の赤色で着色された棒状部分が植栽のようである。
- (高橋部会長) そこは除外して、運動施設以外としても構わないということか。屋外トイレは図面上、どこにあるのか。
- (国土交通省) 屋外トイレは、今後設置を検討しているとの御提案での話なので、現在の図には示されていない。
- (高橋部会長) まず、資料に示されたような公園施設に関する柔軟な解釈が可能であることを明確にすることは可能ということか。
- (国土交通省) 資料には、我々が知っている範囲での例を記載している。地方公共団体が実際にどう解釈し対応をしているか、実態を調べさせていただいた上で、運動施設の読み方や考え方を整理したい。
- (高橋部会長) 承知した。本題だが、オープンスペースの確保については絶対面積の話で、割合の話ではないのではないか。割合が過半を超えれば、その公園施設の機能が変わってしまうという話だが、周辺住民からしてみれば、憩いの場があって、もしくは防災機能もあって、一定以上の緑があれば、割合にこだわる必要はないのではないか。
- (国土交通省) 実態として、面積がどれだけあればよいのかわからない部分がある。
- (高橋部会長) 100 分の 50 という割合もわからない部分がある。そこは決めの問題である。
- (国土交通省) 面積の基準は、規定が非常に難しい。一般的にオープンスペース部分、誰もが使える部分を半分は確保して欲しいという趣旨で政令を規定している。
- (高橋部会長) 非常に単純な決めの問題で、掛け合わせのような形は十分あり得るのではないか。全国の公園を客観的に調べて、上位 3 分の 2、3 分の 1 ぐらいにあれば、多少基準を緩和できないか。
- (国土交通省) 技術的にそうした基準を設けることは難しい。
- (高橋部会長) なにも 100 分の 50 を 100 分の 70 にすべきという話ではない。基準を多少緩和することは制度設計上、可能ではないか。
- (国土交通省) 運動施設の考え方は運用で対応できると思っており、面積基準の緩和は都市公園の基本的性格に関係する話である。2 分の 1 は、参酌という形で緩和することが考えにくい。
- (高橋部会長) 参酌基準化が望ましいが、緩和の手法は所管官庁として知恵を絞ればよい。100 分の 60 にできるような基準にして欲しいとはいっていない。
- (国土交通省) 御指摘は承るが、現実的にそのような基準が地方公共団体にとって望ましいだろうか。

- (高橋部会長) 地方公共団体の判断として望んでいる。都市政策の問題はあると思うが、そこまで自治体を縛る必要はないのではないか。
- (国土交通省) この点については、公物である都市公園の基本的性格に係る。
- (高橋部会長) 都市公園にも、緑を提供する機能、オープンスペースを一般の利用に供する機能、防災機能と多面的な機能がある。100分の50という機械的な基準が、都市公園の維持という観点から適切な面積割合かは疑問。絶対に参酌基準化すべきというわけではなく、様々な形で基準を多少緩めることは考えられるのではないかと。
- (国土交通省) 建蔽率とは違い、100分の50は主と従の関係である。社会通念的にも緑とオープンスペースが公園であり、緑とオープンスペースが半分以上を占めないとおかしいのではないかと。運動施設は一部の人が専ら利用する形になる。
- (野村参事官) 1点確認だが、政令上、オープンスペースが100分の50という規定があるのか。運動施設が100分の50を超えてはならないという規定があるだけで、緑、オープンスペースが100分の50以上なければならないというのは法令上に規定があるのか。
- (国土交通省) 特に規定はないが、都市公園という公物の基本的性格から自明のことである。
- (大橋構成員) 主の目的がオープンスペースであり、緑であり、従の目的が運動施設とのことだが、都市公園法の目的規定を見ても、主従関係は明記されていない。法2条2項に公園施設の規定があるが、植栽等の修景施設としての利用があれば、ブランコ等の遊戯施設としての利用、運動施設としての利用もあり、都市公園と運動施設は対立するものではない。
- 様々な機能をどう配分するかは、法律に規定されておらず、運動施設の面積が都市公園全体の面積の100分の50までという基準は硬直的ではないかと。資料の事例では非常に柔軟に考えられているが、個別に運動施設の解釈ができるかとなると、逆に歯止めがなくなる心配はないかと。
- 100分の50という面積基準について、運用をにらみながら、若干基準を柔軟化することはできないかと。参酌基準化しても100分の50という一定の基準が廃止されるわけではなく、60、70にはならない。
- (国土交通省) 岐阜県からの提案は、運動施設の解釈で解決できる話と考えるが、運用の仕方では歯止めがきかなくなる懸念は確かにある。実態を調べた上で、基準としての考え方を示すのは検討したい。
- 100分の50の考え方は、確かに運動施設を排除しているわけではない。公園施設として運動施設は、限られた人が限られた空間を使用するので、いつでも誰でも使うことのできる空間を確保すべきという趣旨から、歯止めとして100分の50としている。
- (大橋構成員) 都市公園には様々な機能があるが、特定の個人・団体に資する施設だと、公共に開かれた、税金を投入する施設だから設置制限があるという考え方では、運動施設だけに面積基準を設ける理由にはならない。これだけ柔軟に運用されているのであれば、100分の50を1つの目安とした緩和ができるのではないかと。
- (国土交通省) 法令での規定は難しいが、運用により100分の50の考え方を柔軟化することについて、こちら側から通知するやり方はあり得る。
- (大橋構成員) 提案団体は100分の50の参酌基準化を要望している。100分の50を厳格な基準としても、解釈の指針として、多目的利用か否かで運動施設を判断し、基準緩和の可能性があることを通知で示す。あるいは運用事例を示すと、自治体はより住民ニーズに対応できるのではないかと。
- (国土交通省) そこは実態をもう少し調べた上で、今後検討したい。
- (高橋部会長) 実態調査もお願いしたいが、基本に戻って、運動施設の100分の50は政令の記載だけである。絶対に100分の50でなければ都市施設として機能が保てないという、確固とした法律の解釈論があるわけではない。例えば、植栽といっても、その中に入り込めるわけではないのだから、オープンスペース機能があるわけではないだろう。
- (国土交通省) 植栽等の林地の部分も含めて、広い意味でのオープンスペースである。
- (高橋部会長) オープンスペースの定義も様々で、誰もが進入して利用できるという意味ではなく、開放の場として機能しているという意味なのか。
- (国土交通省) 広義では、非建蔽の空間をオープンスペースといている例も多い。狭義では広場部分だけという見方もあるが、ここで言うところの「オープンスペース」は前者であり、緑地部分も含めて開かれた空間のことである。
- (高橋部会長) 解釈により、競技者がある限られた時間に利用し、それ以外の時間は一般公衆の自由な利用に供

する場合は、運動施設以外の公園施設として取り扱う余地もあると示された。運動施設が100分の50を超えると、公園が質的に変わってしまうリジットな考えは、法律から出てこないのではないか。

(国土交通省) 100分の50は法律上、明記されているわけではないため、政策的な判断の問題ではある。運動施設の面積を都市公園の面積の100分の50までに留めたいのは、利用者が限定されることに一定の歯止めが必要だからである。外形上は運動施設でも、運用で柔軟な対応はできるため、通知を出す等で問題解決できる。

(高橋部会長) 100分の50を超えると、都市公園全体の機能が損なわれるという話はどうしても理解できない。技術論として難しいという話だが、参酌基準化した上で、一定の面積要件の下で、十分に防災もでき、広義でのオープンスペース機能が提供できる形で、自治体に裁量を認める制度設計もあり得る。

それ以外にも所管官庁として、検討の余地はあるのではないかと。非常に巨大な都市公園まで、一律100分の50で縛るのは、縛り過ぎではないかと。

(勢一構成員) なお検討いただきたいのは、地方分権という一連の流れの中で、どこまで国が政令の基準を維持すべきかである。分権の考え方を踏まえれば、全国知事会からも指摘があったが、硬直的な基準に従わなければならない場合には、それなりの合理性が必要である。かなり柔軟な運用が可能で、相当に解釈の幅もあるならば、自治体に裁量権を与える方向で検討されたい。

(高橋部会長) 基本的には参酌基準化を求めるが、参酌基準化と絶対動かせないという間には様々なバリエーションがある。ぜひ引き続き事務局等を通じて、相談いただきたい。

<通番 35：一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲（国土交通省）>

(高橋部会長) 閣議決定を尊重して方針決定いただき、感謝。今後の見通しはいかがか。

(国土交通省) 速やかに通知を発出したいと考えている。

(高橋部会長) 通知の発出については、今年の閣議決定との関係も踏まえ、事務局と相談の上御対応いただきたい。

(野口構成員) 国土交通省資料（資料4 23 ページ）の対応方針（1）（2）において、共に「原則として」とある。この「原則として」というのはどのような意味か。

(国土交通省)（2）については、例外として、例えば個々の路線ごとの協議を行う場合を想定している。（1）については、原則と例外を分ける意味はあまりないかとも考えており、場合によっては最終的に「原則として」をとることもありうる。アンケートで、現状の運用が望ましいとした都道府県があるため、それらの団体に聞き取りを行った上で、運用上特段の支障がなければ「原則として」という文言をとりたいと考えている。

(高橋部会長) その辺も含めて事務局とよく相談し、しかるべき御対応をとっていただきたい。

<通番 38：開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（国土交通省）>

(高橋部会長) 全国的に見て、提案団体は1人当たりの公園面積が非常に少ない。団体によって公園の充実度が異なるということは、公園確保の緊迫度も異なるということではないか。下限面積の引上げの意思を有する団体が提案団体以外に3団体いる事実は重い。引下げ、引上げを含め、団体の政策決定の余地を保障するのが筋ではないか。公園が少ない団体が公園を確保することが可能となるよう、制度設計していただきたい。

(国土交通省) 確保する公園等の最低面積を90㎡としつつ、下限面積を1,500㎡まで引き下げるという案が提案団体から示されているが、90㎡の公園の管理の在り方まで含めて考えると、1,500㎡まで引き下げる必要性が本当にあるのかどうか、我々としては十分な確証が持てない。

(高橋部会長) 国土交通省資料に小規模公園等の例があるが、提案団体のような都心部ではこういうものも需要があるのではないかと。宅地開発された地域には若年層が多いと考えられるため、小規模でも子供が遊べるなら需要が見込め、素人考えではあるが、そうしたニーズが高い公園については自治会等と連携すればきちんと管理されるのではないかと。少なくとも、提案団体にはニーズがある。それを否定するのは適当ではないのではないかと。

(国土交通省) 本件は、事業者はどこまで公園整備の費用と用地を負担させるのかという問題。地方公共団体自ら必要な公園を確保することを原則とするなかで、一定規模の開発を行う場合、その中の住民に特に資するようなのは事業者負担してもらう制度となっている。

法制定時、消防庁等とも調整した上で、公園として防災上、環境上の機能を有する最低限度の規模を90㎡と

設定した。それを下回る有用性に著しく劣るような公園まで、事業者に整備を求めることは過度の権利制限になるのではないか。

(高橋部会長) 提案団体の案は、90㎡の確保は前提となっていたのではないか。

(国土交通省) 確保すべき公園面積の最小単位を90㎡としつつ、公園等の設置が求められる面積割合を3%とすることを前提にした場合、3,000㎡時点では3%だが、3,000㎡を下回ると1,500㎡まで累進的に割合が上がっていく。その辺りの不公平感、バランスの問題がある。

(高橋部会長) 割合を6%まで上げることが現行認められているということは、6%までは財産権の制限が認められているということではないか。

(国土交通省) 仮にこの案を実現した場合、公園等の設置が求められる面積割合を3%としている団体では、90㎡を下限にすると1,500㎡に向けて面積割合が上がることになる。そうすると、0.15haより下のところにみんな寄ってくる効果を発揮してしまい、実体上機能しないのではないか。その分採算性の悪化につながり、それを避けるために事業者は1,500㎡よりも小規模な開発を行い、更なるミニ開発を誘発する可能性がある。

(高橋部会長) 今まで基準が3,000㎡ということで3,000㎡未満に集中していたものが、3,000㎡の基準がより低くなったからといって、そのより低い基準に全ての開発行為が寄るとは経済的には考えられない。3,000㎡という基準がなくなったことにより、開発区域を分割せず、大規模なままで行おうとする者もいるはず。

3,000㎡を1,500㎡に下げた場合、1,500㎡への張りつき効果を精査する必要がある。また、張りつき効果が出たとしても、それが本当に都市政策全体にとってネックになるのか。1,500㎡に張りつきることについて、現行の3,000㎡への張りつき効果よりも弊害が少ないということもありうるのではないか。

(国土交通省) 3,000㎡未満を頂点とした山がそのまま1,500㎡未満にシフトするのではなく、3,000㎡以上の区分にずれるものもあると思うが、仮に1,500㎡を新しい基準とすれば、そこにもう一つ別の大きい山ができるだろう。

(高橋部会長) 提案団体にあてはめれば、少なくとも3,000㎡未満の山はばらけるということではないか。

(国土交通省) 資料に記載しているのは、全国の開発許可件数の集計。提案団体の許可件数の分布状況を詳しくは承知していないが、提案団体は、公園等の設置が求められる面積割合を上限の6%まで設定していると認識。

下限面積を設定することで、必ずどこかで100か0かというラインが生じる。公園等の設置が求められる面積割合については、全国平均は3%にかなり近いところにあると思うが、そのときの山の動きと、6%を前提とした上での山の動き方は、かなり異なるのではないか。また、元々の山の形が違う可能性もあり、確認が必要。

(高橋部会長) 自治体によっては、引下げではなく、引上げを行うこともあり得る。これから各自治体の裁量に任せられた場合、全国平均がどういう形になるのかは、やってみないと分からないだろう。

今は提案団体を前提とした引下げの弊害について議論しているので、それを前提にすると、3,000㎡未満の山は必ずばらけるだろう。経済学的に考えて、全てが3,000㎡未満に行く可能性は低い。かつ、1,500㎡未満のところでは何らかの張りつき効果が生じたとしても、現在の3,000㎡未満の張りつき効果よりも弊害が少ないとは考えられないか。

(国土交通省) 今の御指摘については、現場に改めて聞いてみないと判断しがたい。実感を持たないと仮定の議論に過ぎない。

(高橋部会長) そうであるなら、現場からの聞き取りも行った上で、再検討していただきたい。本件についてはどのように進めてくべきか。引上げは対応可能とのことなので、そこは確実に行っていただきたいところ。

(野村参事官) その点は踏まえた上で、本日示された国土交通省の懸念を提案団体に伝えるとともに、実際の現場への影響も検証したい。あくまで引下げ、引上げを含めて自由化し、その中で適正な基準を作りたいというのが本提案の趣旨。その点が最大限尊重されるよう、引き続き議論をさせていただきたい。

(国土交通省) 条例による引下げの検討に当たっては、90㎡の確保は前提という理解でよろしいか。

(野村参事官) 提案団体の案はそういう形になっている。

(国土交通省) 我々としては、著しく有用性に劣る90㎡を下回るような公園について、事業者に対して設置を義務付けることは不合理と考えているため、90㎡の確保を前提に、面積要件の引下げを検討せよということで受け止める。

もう一点、これは留保条件だが、本件は、1,500㎡から3,000㎡の部分について、今までゼロだったものが、3%よりも上の割合で公園設置を求めることになるから、事業者にとって規制強化になる。したがって、法制的に許容されうるかとの議論が内閣法制局と必要である上、規制改革会議との関係もあるため、別途問題提起

される可能性もある。その点留保させていただきたい。

それと、提案団体から実情をもう少し丁寧に聞きたい。内閣府にも入っていただいて構わないので、直接打ち合わせる機会を設けさせていただきたい。できるだけ丁寧な話し合いができれば。

(野村参事官) その点は内閣府を中心に場を設けて議論を深めたい。法制的な懸念については、国土交通省においても検討を進めていただきたい。現行制度であれば財産権の制約の問題はクリアしていて、それより強化すると制約に当たるといふ点について、改めて考え方をお聞かせいただきたい。

(高橋部会長) 時間的制約もあるため、どういう決着の仕方が望ましいかはこの場ではなかなか決めがたい。事務局とも相談の上、よろしくお願ひしたい。

<通番9：中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲（経済産業省）>

(大橋構成員) 一律移譲は困難ということだが、中には希望している中核市があるので、手挙げ方式、つまり、事務を行う意思がある中核市が行える制度設計にできないか。地域の実情に合わせて、能力がある中核市が手を挙げる可能性を閉ざすことはないのではないか。

(経済産業省) 手挙げ方式については、コミュニティバスの関係で1件例があると聞いている。これは、国から自治体に権限移譲する際に、国が審査するという事だった。今回の場合、法制的に組むとすれば、自治体が希望すれば認めるという話ではなく、広域行政を担い、権限を持っている都道府県に申請してもらい、大規模小売店舗立地法及び中心市街地の活性化に関する法律の特例区域指定をセットで移譲していかどうかを都道府県で審査する形になると思う。財政措置の話もあったが、法制的に、事務処理特例条例で対応できるのであれば、なぜ法律改正しなければいけないのかという話になる。それであれば、逆に財政措置を移譲すればいいという話になり、法改正の必要性が感じられない。

(大橋構成員) お願ひしているのは、都道府県が間に入って審査する仕組みではなく、手を挙げる中核市があれば法律で、政令市と同じように権限を認める制度設計である。

(経済産業省) 先程お伝えしたように、広域行政を担っている都道府県において、この中核市であれば任せることができるといふ判断が必要だと思っており、ただ希望すればいいという話ではない。国の権限であれば国が審査するが、都道府県が権限を持っているので、都道府県の判断がまずあるのではないかと思う。

(大橋構成員) 現行法では、この権限は都道府県と政令指定市が有することが相応しいとして法律で授権している。それを、実態に即して、一部の手を挙げた中核市にも法律で権限を与えるとすればよい。

(経済産業省) その実態に即してという判断を行うのは都道府県だと思ふ。

(大橋構成員) それは立法者が判断すべきである。

(経済産業省) 立法者というが、権限を持っているのは国ではなく、都道府県なので、都道府県が判断すべきだと考えている。

(大橋構成員) それは法律が授けているのであるから、例えば、法律で都道府県の権限を政令市に移譲すると同じように、中核市にも移譲することはどうか。

(経済産業省) 全ての中核市が、広域的な事務処理もできて、かつ、一律に権限移譲を希望するのであれば考慮の余地があるが、希望する中核市に移譲するという話では対応できない。

(高橋部会長) 手挙げ方式に誤解があると思ふ。水道法は手挙げ方式だが、手挙げをする県の条件が定められており、権限が欲しいと言えれば無条件に移譲しなければいけないというものではない。手挙げの条件は客観的に所管省庁で詰めてもらい、この条件であれば望む中核市に移譲する、要するに政令等で指定するという方法である。そこを理解いただきたい。

(経済産業省) 仕組みを作るとすればだが、国が条件を詰めるより、地域の実情に応じて、権限を持っている都道府県に判断してもらうことが適当だと思ふ。

(高橋部会長) それでは都道府県の判断に左右される。要するに、県がやりたくなければやらないということが可能になる。行財政能力を客観的に判断して、中核市が手を挙げたら都道府県の意向に関わらず移譲する、という条件を所管省庁として作ってもらいたい。

(経済産業省) 全国には様々な地域の実情があるのでそれは困難である。

(高橋部会長) 政令市は法運用主体として位置付けているのではないか。

(経済産業省) 政令市は都道府県と同じような規模があり、同様の事務処理能力もあるので、都道府県と同列

に扱っている。中核市とは規模が違う。

(大橋構成員) それでは地方分権は進まなくなる。他分野の法令についても同様に、法律で希望する基礎自治体に権限移譲することをお願いしている。都道府県と同レベルの政令指定市でなければ対応できないと一般論で線を引かれると、分権の議論は進まなくなるし、個別の事案について議論している趣旨もなくなる。個別に判断してもらいたい。

(経済産業省) 国が権限を持っているのであれば色々な基準を作ることでもあるかもしれないが、権限がないので対応できない。

(大橋構成員) 最初に制度設計するのは国であり、法律で権限主体をどこにするかを判断してもらえばいい。今、法律で都道府県と政令指定市に権限を与える設計をしているが、もう一度考え直して、条件があるにしても、中核市にも同様に法律で権限を与える制度設計にしてもらいたい。都道府県の意向を挟むという議論ではない。

(経済産業省) 希望しない中核市が多いため手挙げ方式を検討すべきということだが、手挙げ方式での移譲を希望する中核市に対して、大規模小売店舗立地法の事務を任せられるかどうかは都道府県の判断である。

(高橋部会長) 最低限の条件を設けて国が判断すればよい。

今、都道府県が権限を持っているが、それは法律によって変わり得るものであり、法律の制度設計は最終的には立法者が決めている。各法は、所管省庁が立法者である国会に提出し、その政令の運用も所管省庁が行っているから、地方分権の観点から都道府県の権限を中核市に移譲する必要があるか所管省庁として判断してもらいたい。

現在は中核市全体が移譲を希望している訳ではないが、中には移譲を希望する中核市もある。そうした状況の中で、どのような条件があれば希望する中核市に移譲できるかを所管省庁として考えてもらいたいと言っている。それは都道府県の判断ではない。都道府県の意見を聞きながら制度を設計する必要はあるだろうが、最終的には国、立法者の判断であり、所管省庁の判断だと思う。

(経済産業省) 難しいのは、今回、都道府県及び中核市にアンケートを行なったが、権限移譲を希望する中核市の中にも、権限移譲は希望するが、特例区域の指定等で住民から意見が出される場合もあるので、都道府県の関与が必要だという意見もあった。

元々そうした調整で県の関与が必要だと思っていたので、前述のような意見がある中で、どのような形ができるのか考えると、都道府県の関与を入れるのであれば特例条例みたいな形になる。

(高橋部会長) 大規模小売店舗立地法の事務・権限移譲を希望する中核市の1市が都道府県の関与が要ると言ったのか。

(経済産業省) 特例区域指定の権限移譲に関して、長野市から、市の実情を反映した特例区域の指定が可能になるが、一方、隣接市町村に影響する大店の立地に当たっては、隣接市町村から意見が出される場合があるため、第三者的視点から、都道府県が関与するほうが調整しやすいと思われる、といった意見が出されている。

(高橋部会長) 3分の1ということでしょうか。

(経済産業省) その通り。

(経済産業省) 補足すると、富山市も権限移譲を希望しているが、特例区域指定などの市域を超えて影響が想定されるものについては、近隣市町村との調整に支障も想定されるため、県の一定の役割を期待している、といった意見が出されている。

(高橋部会長) それは都道府県に制度的に関与して欲しいという話ではない。市域を超えた調整はどこでも色々な形でやっている。そうした意見があるからと言って、事務処理特例のように、必ず都道府県が関与する形ではできないという話ではないと思う。

手挙げ方式の一番のメリットは、能力のある自治体が希望すれば移譲するという形になることにあり、提案団体には行財政能力があって、そこがやりたいと言っている。

広域的な調整の話は意見調整システムを作る等、政令市の場合には無いので通知レベルで可能だと思うので、手挙げ方式で移譲する方向で検討いただきたい。

(経済産業省) まだアンケートをしただけなので、直接聞いてみないと分からないところがある。部会長が仰った、国が一律に条件を設定することについても、現時点でアイデアが無い。これから条件を設定するとしたら、都道府県や中核市の意見を聞いて条件を設定することになる。その条件でも広域調整の話もあるし、財政能力等色々な項目もあるかと思う。じっくり話をしてみないと結論は出せないなので、今すぐには回答できない。

(高橋部会長) 水道の例だと、厚生労働省は、審議会を作って1年かけて条件を詰めると去年約束してくれた。条件の内容は次の話として、やるということ約束いただくことも可能である。

条件が重要であるということであれば、移譲の条件を検討すると約束いただいた上で、手挙げ方式についてとりあえず検討しますと約束いただくことも可能だと思う。そうした方向も考えてもらえないか。

(経済産業省) この場では回答できない。

(高橋部会長) 手挙げ方式の例が先ほど1例しかないという話だったが、厚生労働省の水道の例もある。

(経済産業省) バスの例は国の権限を自治体に移譲したものだと思うが、厚生労働省の例はどういったものか。

(高橋部会長) 国の許可権限を県に移譲するものである。

(経済産業省) やはり、国の許可権限を移譲するのであれば、国が基準を作ってという選択肢があると思うが、今回は県の権限である。

(高橋部会長) それは違う。

(経済産業省) 県の権限を中核市に移譲するときに、国が一律に基準を作るというのは、我々としてはおかしいと思っている。

(高橋部会長) 制度設計の責任は国にある。

繰り返しになるが、国、都道府県、市町村で役割分担は国の統治の話であり、要するに憲法の地方自治も含めて、最終責任は憲法の制約の中で国にある。

(経済産業省) その場合に我々が思っているのは、最低条件は国が作るにしても、やはり県の意向が重要である。

(高橋部会長) 最低条件を作る過程で都道府県に相談いただくことは我々としても全く反対していない。

(経済産業省) 最後、地域の実情に応じて県が判断する形はありえるのではないか。

(高橋部会長) 最終的に都道府県に判断権が留保されていることは考えられない。国の統治の中で、絶対に都道府県の権限だという領域はない。状況と社会情勢の変化で、都道府県に行ったり、国に行ったり、基礎自治体に行ったりするが、県が絶対に留保したいという権限はないと思う。

(経済産業省) それは都道府県が判断してはいけないという話ではないように思う。国が制度設計することは当然だと思うが、地域の実情を分かっているのは都道府県だと思うので、基準は作ったにせよ、都道府県が判断することはありえるのではないか。

(高橋部会長) 最終的に都道府県に留保権限はないと思う。都道府県の意見を十分に聞きながら基準を作ることは当然あり得るし、分権の観点からするとそうした手続が望ましいため、全く異論はない。一方で、移譲したくないという留保権は都道府県にはないと思う。そこは制度設計に責任を持つ官庁として最低条件を決めてもらえば、それでよいと思う。

(大橋構成員) 県が移譲して良いというから移譲するのであれば、事務処理特例条例でできると思っている。そうではなくて、法律上、条件を客観化して、最終的に都道府県の判断に委ねずに権限移譲を受けられる仕組みを手挙げ方式として作ってもらいたい。

(経済産業省) 言葉尻を捕まえるわけではないが、我々としてはやはり事務処理特例条例でできると思っている。特例条例とは違うという話が前回もあったが、県でも移譲を希望している団体もあるし、中核市も移譲を望んでいるところもある。地域の実情に一番詳しい県の考えを踏まえて考えるべきだと思うと、希望する中核市が数少ない中で、とりあえずは特例条例でできないのか。

(高橋部会長) 特例条例は去年から様々な省庁と議論しているが、手挙げ方式とは全く違う。法令で自らの権限になるのかということと、事務処理特例で下りてくるのでは全く性質が違うし、自治体にとって自らの事務としてきちんとやるかどうかという話でもある。そうした点で違うということを理解いただきたい。

(池田次長) 部会長の説明に補足すると、今年の通常国会で成立した農地の転用許可権限の移譲について、4ヘクタール以下の農地転用はこれまで都道府県が行っていたが、それを希望する市町村で農水大臣が指定するところに移譲する。その指定基準は国が作っており、農水大臣が指定するという手挙げ方式も立法例がある。色々な制度設計の可能性がある。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、財政措置も財務省は簡単に行ってくれないし、事務の性質も違う。事務処理特例で満たせないからこそ、手挙げ方式が新たに出てきた。それに、国から県への手挙げ方式での移譲については既に色々な例がある。手挙げ方式についても様々な手挙げの仕方があるので、県から市への移譲についても、最終的に国が手挙げの条件を決めてもらえば結構だと思う。

(経済産業省) 手挙げ方式の話になっているが、我々の根底には、大規模小売店舗立地法も特例区域指定も、広域行政の観点があることに加え、件数も少ないため、ある程度ノウハウを持った都道府県ないし政令市が行うことが望ましいという思いがある。

(高橋部会長) ただ、中核市も様々なので、条件を絞れば権限の移譲を受けるに相応しい中核市があぶり出されてくるのではないかと、ということで手挙げ方式での移譲をお願いしている。

それから、提案募集で提案が出てきており、提案を踏まえて移譲を希望する団体が3団体も出てきたので、それを踏まえて所管省庁としてさらに検討してもらい、事務局と調整してもらいたい。

(大橋構成員) 大規模小売店舗立地法の事務と特例区域の指定はセットでないと移譲できないという議論があったが、現行法でも、事務処理特例条例で大規模小売店舗立地法の事務について下ろしている例がある。その場合には、セットでない形で市町村が事務を行っていることからすれば、この事務が必ずセットでないと移譲できないということにはならないと思うが、どうか。

(経済産業省) 特例区域の指定は、それこそ中核市でもできるのではないかと思う話だが、そちらについて事務処理特例での実績が無い。大規模小売店舗立地法については下りていて、普通考えると逆のような形で特例条例が作られている。そこは我々も理由を分析する必要があると思っているが、いずれにせよ、大規模小売店舗立地法の環境配慮等の法益がまずあって、それと中心市街地の活性化という一方の法益との比較衡量という話である。特例条例で実際食い違いが出ているが、本来であれば同一の自治体が行うのが制度官庁としては望ましいと思っている。

(高橋部会長) それも1つだと思うが、大規模小売店舗立地法の後に中心市街地の活性化に関する法律が制定されており、歴史の違いもあると思う。ただ、實際上、セットでない例もあることと、農地は県から市への移譲なので参考にして研究いただいて、事務局を通じて閣議決定まで協議を続けさせてもらいたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)